

種目・細目別 抽出条件等一覧

部門	種目	細目	業務内容	抽出条件	
下水道設計	計画	基本計画	下水道の基本構想策定、全体計画策定、事業計画策定、都市計画決定図書作成、都市計画事業認可申請図書の作成等	<p>【有資格者名簿からの抽出条件】</p> <p>① 登録種目(種目及び細目):「903:土木設計」H(下水道等の設計)に登録していること。</p> <p>② 所在地区分:市内又は準市内。ただし、協同組合は除く。</p> <p>③ 技術職員数:技術士(上下水道部門(下水道))又はシビルコンサルティングマネージャ(以下「RCCM」という。)(下水道)のいずれかに1名以上を登録していること。</p> <p>※①～③の抽出条件を満たし、希望する細目の実績(他都市の実績を含む)があること。</p>	
		基本設計	一定の地区の雨水排水や汚水排水等の検討を行い、詳細設計に向けた基本的検討(現地調査等)による地域特性の把握、地下埋設物調査、公私道調査、設計計画(設計方針、平面縦断計画、交差計画等)、流量断面計算、概略工法検討などを含むもの		
			詳細設計A(開削、管更生、小口径推進、刃口推進)		開削工法、管更生工法、小口径推進工法等による枝線管まよの工事や矩形渠の工事の設計(耐震設計を含む)
			詳細設計B(中大口径推進)		中大口径(φ800以上)における泥水式、泥濁式等密閉型推進工法による工事の設計(耐震設計、複雑な構造物検討を含む)
	管まよ	詳細設計C(シールド工法)	シールド工法や隧道による工事の設計(耐震設計、複雑な構造物検討を含む)		
		終末処理場・ポンプ場	基本設計		水処理方式、管理制御方式、施設等の配置計画、水位の検討、施工方法の検討など、終末処理場等の基本的な事項を決定するための土木・建築・機械・電気に関する設計
			土木施設詳細設計		機械・電気設備との関連性を有する施設の工事の設計(水処理施設等)
			土木施設詳細設計(その他)		機械、電気設備との関連性が小さい施設の工事の設計(場内整備工事(老朽管更新を含む)、覆土工事、防食工事等)
			機械電気設備詳細設計A(大規模)		大規模・複雑でプラントの検討を要する設備の工事の設計(水処理設備、ポンプ設備、沈砂池設備、汚泥処理設備、汚泥焼却設備、溶融設備、発電設備等)
			機械電気設備詳細設計B(小規模)		機械電気設備詳細設計A(大規模)に該当せず、プラント的検討を要しない設備の工事の設計(汚泥調整タンク・汚泥濃縮タンクの設備、処理水再利用設備、消毒設備、光ファイバー敷設、脱臭設備等)
部門	種目	細目	業務内容	抽出条件	
測量・調査	測量	地上測量	下水道・河川、その他に関する一般地上測量(基準点測量、水準測量、路線測量、用地測量等)	<p>【有資格者名簿からの抽出条件】</p> <p>① 登録種目(種目及び細目):「906:測量」を希望順位1位以上に登録し、A(地上測量)に登録していること。</p> <p>② 所在地区分及び規模:市内かつ中小企業に登録していること。ただし、協同組合は除く。</p> <p>③ 技術職員数:測量士に1名以上を登録していること。</p>	
		地上ボーリング	下水道・河川、その他に関する地質調査(機械ボーリング、サンプリング、サウンディング及び原位試験、室内試験等)	<p>【有資格者名簿からの抽出条件】</p> <p>① 登録種目(種目及び細目):「907:地質調査」を希望順位1位以上に登録し、A(地上ボーリング等)に登録していること。</p> <p>② 所在地区分及び規模:市内かつ中小企業に登録していること。ただし、協同組合は除く。</p> <p>③ 技術職員数:地質調査技士に1名以上を登録していること。</p>	
	下水道調査	既設下水道管調査	既設下水道管(本管、取付管)の調査を行い、維持管理業務(修繕、清掃等)等の基礎情報を収集する業務(本管(人孔含む)、取付管の潜目視による調査・点検、管まよ埋設箇所の地表面確認、人孔内部の地上部からの盗視・点検等)	<p>【有資格者名簿からの抽出条件】</p> <p>① 登録種目(種目及び細目):「311:下水道管等保守」C(下水道管調査)に登録していること。</p> <p>② 所在地区分:市内。ただし、協同組合は除く。</p>	
		TVカメラ調査	TVカメラを使用した既設下水道管(本管、取付管)の調査を行い、維持管理業務(修繕、清掃等)等の基礎情報を収集する業務	<p>【有資格者名簿からの抽出条件】</p> <p>① 登録種目(種目及び細目):「311:下水道管等保守」C(下水道管調査)に登録していること。</p> <p>② 所在地区分:市内。ただし、協同組合は除く。</p> <p>※①～②の抽出条件を満たし、希望する細目の実績(他都市の実績を含む)があること。</p>	
	地歴調査	地歴調査	土地について、地形図、住宅地図、空中写真、登記簿等を確認し、土壌汚染のおそれの有無を判断する業務	<p>①土壌汚染対策法(環境省)に基づく指定調査機関(神奈川県)であること。</p> <p>【有資格者名簿からの抽出条件】</p> <p>② 登録種目(種目及び細目):「321:検査・測定」に登録していること。</p> <p>③ 所在地区分:市内。ただし、協同組合は除く。</p>	